

津市電子図書館システム構築及び利用等業務
プロポーザル実施要領

令和8年5月

津市教育委員会事務局 教育総務部津図書館

津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

津市電子図書館システム構築及び利用等業務

(2) 業務の目的

津図書館では、これまで一般的な図書や新聞・雑誌のほか、DVDなどの視聴覚資料、インターネットサービスなど、時代に即した情報に係るサービスを提供してきた。近年、デジタル化が急速に進む中、電子書籍については、市民の情報収集の手段の一つとして、また読書のための新たな選択肢として提供することが求められている。

このような中、電子化された書籍や雑誌などをインターネットを通じて提供する電子図書館システムは、来館することなくWeb上でいつでも利用することが可能なため、図書館に来訪することが困難な方や多忙な現役世代の方などへ読書環境を提供することになる。

このことから、読書のための新たな選択肢となる電子図書館システムを導入することにより、図書館サービスを充実して、利用者サービスの向上を図るものである。

(3) 業務内容

- ア 津市電子図書館システム構築業務
システムの設計及び構築、システムテスト等
- イ 津市電子図書館に係る電子書籍の提供
- ウ 津市電子図書館に係るサービス提供
電子図書館サービス利用に係るシステムの維持管理等

(4) 履行期間

- ア 津市電子図書館システム構築業務
契約締結日から令和8年9月30日まで
- イ 津市電子図書館に係る電子書籍の提供
令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- ウ 津市電子図書館に係るサービス提供
令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(5) 履行要件

「津市電子図書館システム構築業務」、「津市電子図書館に係る電子書籍の提供」、「津市電子図書館に係るサービス提供」に係る契約をそれぞれ締結する。

なお、「津市電子図書館に係るサービス提供」の契約については、地方

自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、月額（履行期間を通じ一定の額）での契約とする。

2 提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない額）

契約締結日から令和13年9月30日までの期間の業務に係る提案上限額は、以下の内訳に基づく総額 4,900,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

また、提案見積書内訳（第1号様式別紙）については、いずれの業務についても提案上限額を超えてはならないものとし、超えた提案については無効とする。

【内訳】

(1) 津市電子図書館システム構築業務

●委託料：令和8年度（※単年度契約）

システム構築業務 700,000円

(2) 津市電子図書館に係るサービス提供

●通信運搬費（※長期継続契約）

システム利用料

令和8年度から令和13年度（予定）

70,000円×60箇月＝4,200,000円

（令和8年10月から令和13年9月までの60箇月分）

期間中合計（税抜） 700,000円（委託料）

4,200,000円（通信運搬費）

提案見積書の金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容についての事業期間全体の規模を示すためのものである。

津市電子図書館に係る電子図書の提供については、今回の提案見積内訳には含まないものとする。本プロポーザル終了後に、決定した契約事業者と締結する令和8年度分の電子図書の提供に係る契約については下記の規模を想定しており、実際の契約金額については、契約事業者が提供する電子書籍の中から発注者が選書した分の金額で契約するものとする。

●津市電子図書館に係る電子図書の提供（電子書籍使用料）

令和8年度（令和8年10月から令和9年3月まで）

2,719,182円（税抜き）

当該年度は、接続無制限の児童・生徒向けコンテンツ500タイトル以上という規模で想定。

令和9年度以降の規模は未定。

3 参加資格

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合

にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（完納証明書）

※新規に支店等を開設した場合は、法人開設届

カ 個人にあつては、契約を行う予定の事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（完納証明書）

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その3の3）

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その3の2）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 本公告の日から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会

社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 官公庁等で発注された業務で、過去10年間（平成28年度以降）に国又は地方公共団体等において設置の公共図書館で、下記①②③全ての実績を有すること。ただし、それぞれの実績が同一の契約ではなく個別の契約でも可とする。
- ① 電子図書館システムの構築
 - ② 1年間以上の電子書籍の提供
 - ③ 1年間以上の電子図書館に係るサービス提供

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。変更する場合は参加者に対し、別途通知するものとする。

公告	令和8年5月8日（金）
実施要領等の配布	令和8年5月8日（金）から 令和8年5月27日（水）午後3時まで
質問書の受付	令和8年5月8日（金）から 5月18日（月）午後3時まで
質問の回答期限	令和8年5月22日（金）午後3時まで
参加申込書提出期限	令和8年5月27日（水）午後3時まで
参加資格審査結果通知	令和8年6月1日（月）午後3時まで
企画提案書提出期限	令和8年6月11日（木）午後3時まで
審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年6月24日（水）（予定）
審査結果通知	令和8年6月25日（木）午後3時まで

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（第2号様式）を利用して作成し、電子メール（件名：「津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル質問（会社名）」により提出すること。

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話・口頭など、上記の提出方法以外による質問には対応しない。

(2) 提出期限

令和8年5月8日（金）から5月18日（月）まで（午後3時必着）
提出後、電話にて津図書館に受信確認を行うこと。

(3) 提出先

津市教育委員会事務局教育総務部津図書館
E-mail 229-3321@city.tsu.lg.jp

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、質問者名は非公表とした上で、令和8年5月22日（金）午後3時までに津市ホームページ内の本プロポーザル記事内にて回答する。電話・口頭など、個別には対応しないため、プロポーザルへの参加を希望する事業者は、必ず回答を確認すること。なお、当該質問への回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

6 本プロポーザルへの参加申込書及び企画提案書等の提出について

(1) 参加申込書等の提出

応募者は、次の各号のとおり「参加申込書」（第3号様式）及び必要書類を津図書館に提出し、参加資格審査を受けること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（第3号様式）※要押印

3 参加資格に基づき、必要な資料がある場合は併せて提出すること。

(イ) 宣誓書（第4号様式）※要押印

(ウ) 事業所概要等整理表（第5号様式）

※ (ア)及び(イ)に押印する印鑑については、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されている者は、当該名簿への登録に当たって使用印鑑として届け出した印鑑、登載されていない者は、提出した印鑑（登録）証明書と同じ印鑑とする（以下「届出等印鑑」という。）。

イ 提出期限

令和8年5月27日（水）（午後3時必着）

ウ 提出部数

1部

エ 提出先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
津市教育委員会事務局教育総務部津図書館
（津リージョンプラザ2階津図書館事務室）

担当：図書館管理担当 田間 電話059-229-3320

オ 提出方法

上記提出先に持参又は郵送すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

カ 応募を辞退する場合

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和8年6月10日(水)午後3時(必着)までに「参加辞退届」(第6号様式)を津図書館まで持参又は郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等による到着確認を行うこと。

※ 届出等印鑑を使用すること。

※ 郵便事情等により書類到着に遅延等が発生した場合における提出期限経過後の提出については、当該書類の受付は行わないため、提出期限に注意すること。

(2) 参加資格要件の確認結果通知

参加申込事業者から提出された参加申込に係る書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格要件について確認する。

ア 通知時期

令和8年6月1日(月)午後3時まで

イ 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、参加資格審査結果通知書(第7号様式)により、プロポーザルへの参加を認めるものとする。

ウ 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、参加資格審査結果通知書(第8号様式)の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨の通知をするものとする。

エ 参加資格審査結果は郵送により通知し、併せて同日午後3時までに参加申込書に記載されたメールアドレスへ電子メールによる連絡を行う。

(3) 企画提案書等の提出

参加資格審査により参加資格を有すると認められた応募者は、次の各号のとおり津図書館に企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

【作成要領】

(ア) 企画提案書

A 提出部数 正本1部(第9号様式を鑑にしたもの)

副本(写し)8部 合計9部

なお、同提案書をPDF形式としたものをCD-Rで1部提出すること。

B 鑑文(第9号様式)は正本のみに添付し、副本(写し)にあたる提案書には、タイトルに「津市電子図書館システム構築及び利用等業務企画提案書」と記載し、提案者名及び押印の他、社標など提案者が類推できる一切の表示を行わないこと。

C 企画提案書は、日本語(適さない箇所除く)で表記し、目次及び項番号等を付し、本文の総ページ数(表紙、目次、合紙は含まない)40ページ以内で作成すること。また、企画提案書はA4版横書き、左綴じ、又は上綴じ、両面印刷とすること。

(イ) 提案見積書、提案見積書内訳(第1号様式 別紙)

A 提出部数 届出等印鑑を押印のもの1部（封入封緘押印のこと）

※ 提案見積書及び提案見積書内訳に割印をしたもの。

(ウ) 評価項目及び評価基準（第10号様式）

A 提出部数 9部

B 様式の項目に提案書の該当ページを記載すること。

(エ) 機能要件等一覧

A 提出部数 9部

B 一覧の実装機能回答票欄に、対応可否と実装状況・対応状況（オプション機能かどうかなど）を記載すること。

イ 提出期限

令和8年6月11日（木）（午後3時必着）

ウ 提出方法

津図書館に持参又は郵送すること。郵送による場合は、提出書類を封入した封筒の表面に「津市電子図書館システム構築及び利用等業務企画提案書在中」と記載すること。また、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

(4) その他留意事項

ア 提案者は、一つの提案しか行うことができない。

イ 参加申込及び企画提案書類の提出期限後において、提出した参加申込書及び企画提案書等に係る提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ 参加申込書及び企画提案書等に使用する言語は日本語（適さない箇所を除く。）、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

エ 次のいずれかに該当する提案は無効とする。

(ア) 「3 参加資格」に示した要件を満たさない者が行った提案

(イ) 「参加申込書」に記載された者以外が行った提案

(ウ) 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない提案

(エ) 参加申込書等に虚偽がある提案

(オ) 「2 提案見積上限額」に示す業務等別及び総額の提案上限額を超えた提案

(カ) その他、実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した提案

オ 参加申込書及び企画提案書等の受付時において、本市はその内容及び数量等についての点検を行わない。各指示事項に不備がある場合には、審査で失格となる場合があるため、十分注意すること。

カ 参加申込書及び企画提案書等は、選定作業の過程で複製を行う場合がある。提案者は参加申込書及び企画提案書等の複製に同意したとみなすものとする。

7 企画提案書記載項目（以下の項目に従って作成すること。）

企画提案書に記載する項目は次のとおりとする。

なお、これらの項目に漏れがある場合は評価に影響があるため、注意すること。

企画提案書記載項目

1 実施体制等 運営に係る業務実施体制等について記載してください。	
1	業務体制
2	プロジェクト管理
3	スケジュール
2 電子図書システムの機能等 提案電子図書システムの概要・特徴や各種機能内容について記載してください。	
1	概要・特徴
2	機能・使いやすさ
3 セキュリティ 提案システムのセキュリティについて記載してください。	
1	セキュリティ対策
4 運用支援 運用教育の計画及びサポートについての考え方を記載してください。	
1	操作研修等
2	保守・サポート等
5 コンテンツ 提供する電子書籍のコンテンツについて記載してください。	
1	コンテンツ
2	本市資料
6 その他 その他、特筆すべき内容について記載してください。	
1	多様な世代へのサービス (小中学生、高校生、働く世代、子育て世代等)
2	申し込みの受付や周知に関すること
3	業務目的に配慮した工夫
4	その他独自の機能

8 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格を満たす参加者から企画提案書の提出を求めた後、「津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル

審査基準」に基づいた審査方式で実施する。審査については、津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

また、審査委員会は外部委員及び本市の職員で構成するものとするが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しない。

なお、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、審査を実施する。

(1) 審査の方法

企画提案書に基づき、業務に係る提案を審査し、算出した各委員の審査点数の平均点が最も高い点数の提案者を最優先候補者として決定する。

ただし、基準となる最低点は300点とし、平均点が300点未満の場合は、最も点数が高い提案者であったとしても不採用として、最優先候補者として決定しないものとする。

なお、同点の場合は審査委員会で協議の上、順位を決定する。

審査（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施方法は、下記のとおりである。

- ・提案者より、企画提案書の内容について30分以内で説明を行い、説明終了後、審査委員からの質疑応答を行う。質疑応答の時間は30分程度とする。提案説明及び質疑応答に当たっては、デモ環境を用意して実施することも可とする。ただし、その場合も上記制限時間内で行うこと。

- ・提案書と異なる内容による説明や、追加資料の配布は認めない。

- ・提案内容説明でパソコンを使用する際は提案者で用意すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意する。

- ・会場への入室は4名以内とする。

なお、業務担当責任者となる予定の者は、必ず参加すること。

- ・審査の会場や時間等については、企画提案書提出期限後に、電子メール等にて別途通知するものとする。

(2) 審査基準

審査は、「津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル方式審査要領」に基づき行う。

9 審査結果

(1) 通知時期

令和8年6月25日（木）午後3時まで

(2) 参加事業者には、審査結果通知書（第11号様式）を郵送し、結果を通知するとともに、併せて同日午後3時までに企画提案書（第9号様式）に記載されたメールアドレスへ電子メールによる連絡を行う。

なお、結果が基準点に満たない事業者については企画提案が不採用である旨を、基準点以上の事業者には順位を表記し、最上位であった事業者については最優先候補者に決定した旨を通知するものとする。

(3) 契約手続き等

審査の結果により、最上位者として選定された最優先候補者を本業務に

係る随意契約の見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行うこととする。

10 情報公開基準

プロポーザルの実施にあたり、下記のとおり情報公開基準を設けることとする。

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件		○	
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○(注1)
	見積書	×	△(注2)
	その他提出書類	×	○(注1)
採点表(合計点)		○(注3)	○
採点表(各評価項目点)		×	
委員名簿		△(注4)	
選定結果		○	

○：開示、△：一部開示、×：不開示

(注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注2) 「一部開示」とは見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注3) 契約締結前であっても、候補者の決定後は、採点表(合計点)を開示することができる。

(注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

(留意事項) 採点表(各評価項目点)については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

11 その他

(1) 必要経費の負担

参加申込書類及び企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する全ての費用は参加者の負担とする。

(2) 失格事項等

下記の事項のいずれかに該当又は判明した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

また、その者が最優先候補者として選定されていた場合については、これを取り消すものとする。

ア 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合

イ 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合

ウ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合

エ 提出を求める必要書類等について、作成基準に違反する表現が記載されている場合

オ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

カ 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員等関係者に対して、直接的又は間接的に接触した場合

キ 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があるなど、市長が失格であると認めた場合

(4) 提出書類等

ア 提出された書類等の返却は行わない。

なお、これらは本業務の選定以外において提出者に無断で使用しない。

イ 参加申込及び企画提案書類の提出期限後において、企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ 参加者は、10 情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。

エ 参加者は、業務で得られた情報については、正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。

12 問い合わせ先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号（津リージョンプラザ2階津図書館事務室）

津市教育委員会事務局教育総務部津図書館図書館管理担当 担当：田間

電話 059-229-3320 FAX 059-229-1458

E-mail 229-3321@city.tsu.lg.jp